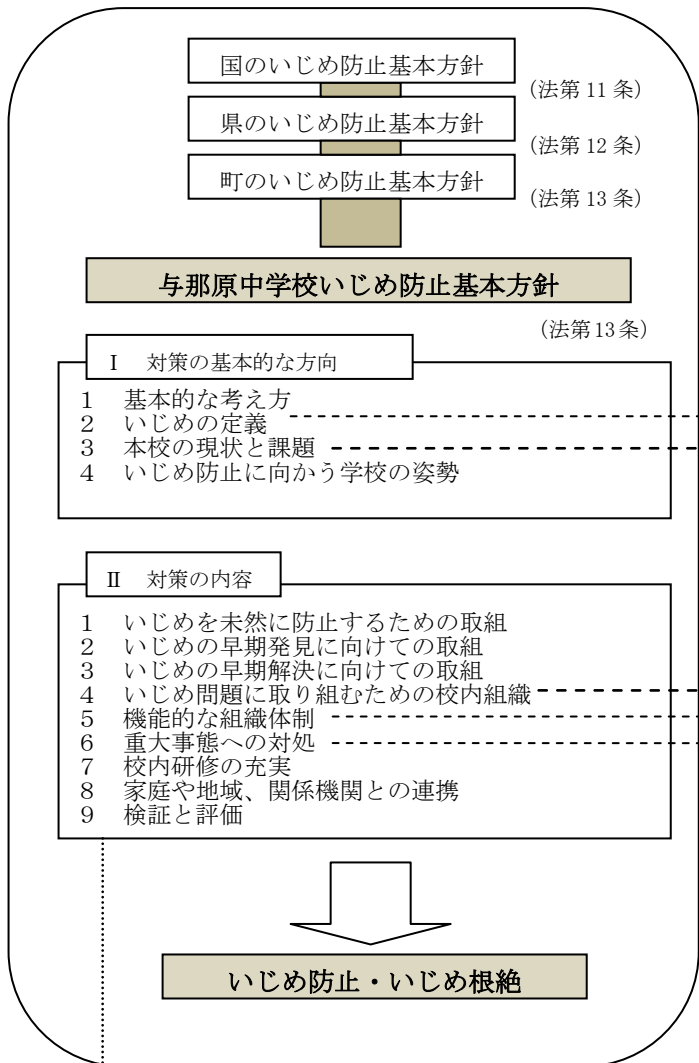


10 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針（行動計画）全体図

平成30年12月 与那原町立与那原中学校

(注：いじめ防止対策推進法)

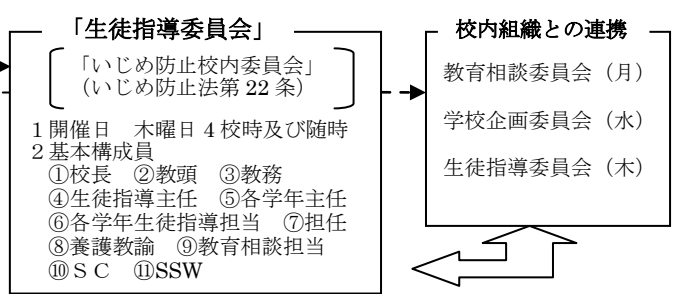
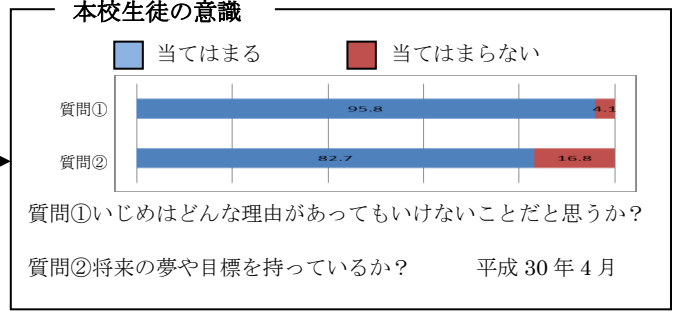


いじめの定義 (法第2条)

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

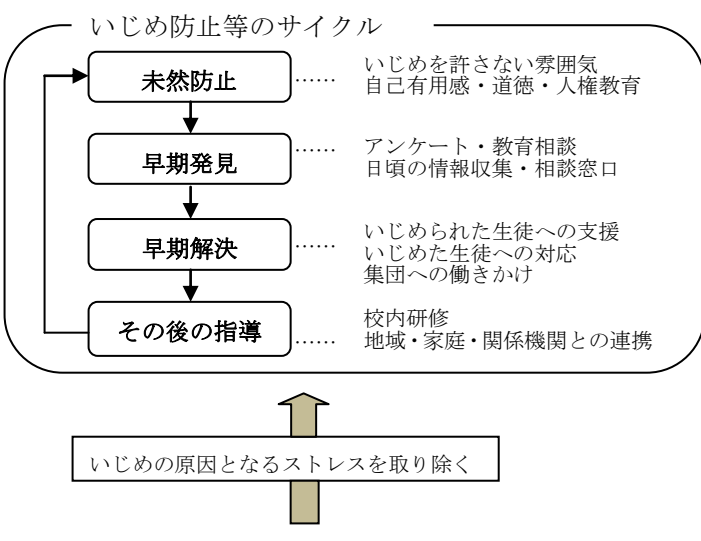
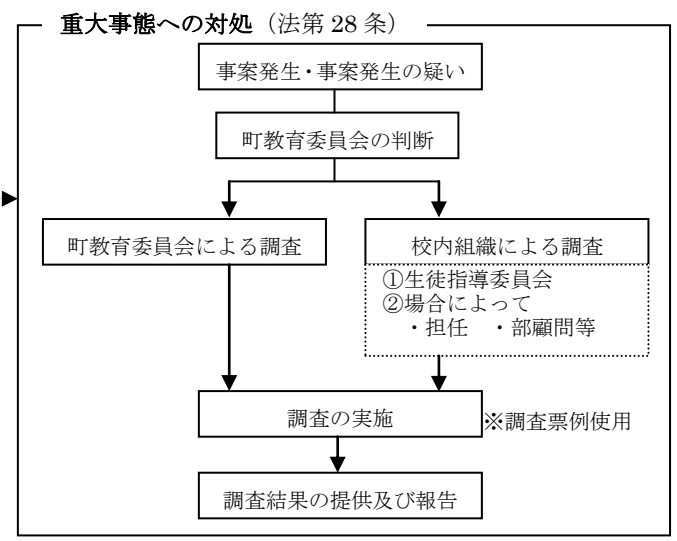
いじめの禁止 (法第4条)

「児童等は、いじめを行ってはならない。」



いじめ調査

定期的な調査……Q-U、学校定期アンケート、教育相談
 臨時的な調査……いじめアンケート



わかる授業づくり……授業についていけない焦りや劣等感を持たせない授業づくり
 誰にも活躍の場がある集団づくり………学級経営、部活動、ボランティア活動など
 聴きあい、学び合い、支え合う仲間づくり………人間関係プログラムの充実と活用
 自己有用感・自己肯定感の育成………他者の役に立っていると感じることでできる機会を
 一人ひとりを大切にした教育活動

主な関係機関・相談窓口

- 与那原町立与那原中学校 (☎946-2254)
- 与那原町教育委員会 (☎945-2361)
- 与那原警察署 (☎945-0110)
- 沖縄県中央児童相談所 (☎886-2900)
- 沖縄県教育委員会義務教育課 (☎866-2741)
- 沖縄県那覇地方務局 (☎854-7950)
- 沖縄児童家庭支援センター (☎0980-54-8531)

学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第13条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。言うまでもなく、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて取り組むものである。

2 いじめの定義

いじめ防止法第2条には、いじめの定義が次の通り規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形成的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 本校の現状と課題

本校では、「志を高く掲げ希望を持ち、目標達成に向かって自らを高め鍛える生徒を育成する」こと、すなわち、「立志の教育」を推進している。本校の教訓は「立志・自主・勤勉」であり、「志」「目標」を持ち、何事にも積極的に、地道にコツコツ取り組んでいくことを重視している。与那原中学校の生徒として「志」「目標」を持ち大きく成長して欲しいという願いを込めたものになっている。

本校生徒の実態を把握し、学校課題を明確にしたうえで、課題解決にむけマネジメントサイクルで焦点化・重点化した教育活動を展開し、教師一人ひとりの創造力を発揮し組織を挙げて学校の教育目標の具現化に努めていく。

さて、各種調査の結果においては、本校生徒は「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」や「規則を守っている」などの項目で多くの生徒が当てはまると回答している。一方で、「自己肯定感」や「将来の夢をもっている」の項目では、2割近い生徒に課題がある。また、全学年対象のアンケートでは、学校不満足の子供も少ない数だが存在している。

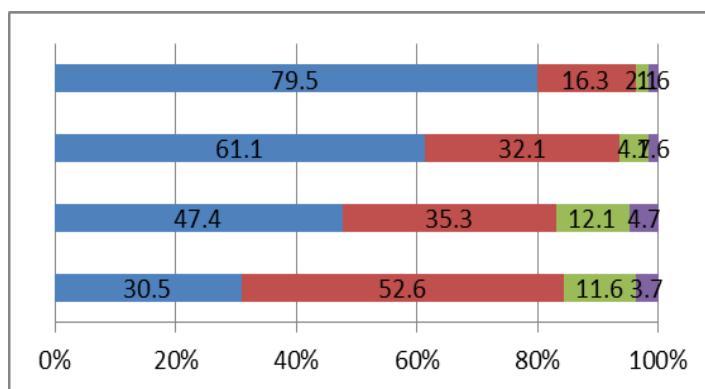
このことは、本校でも自己肯定感の低さや学校生活の不満足から、いじめに発展するおそれがある、あるいはいじめに該当する行為が行われる可能性があることを認識しておく必要がある。

(1) 全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果（平成30年4月実施）

■ 当てはまる ■ だいたい当てはまる ■ あまり当てはまらない ■ 当てはまらない

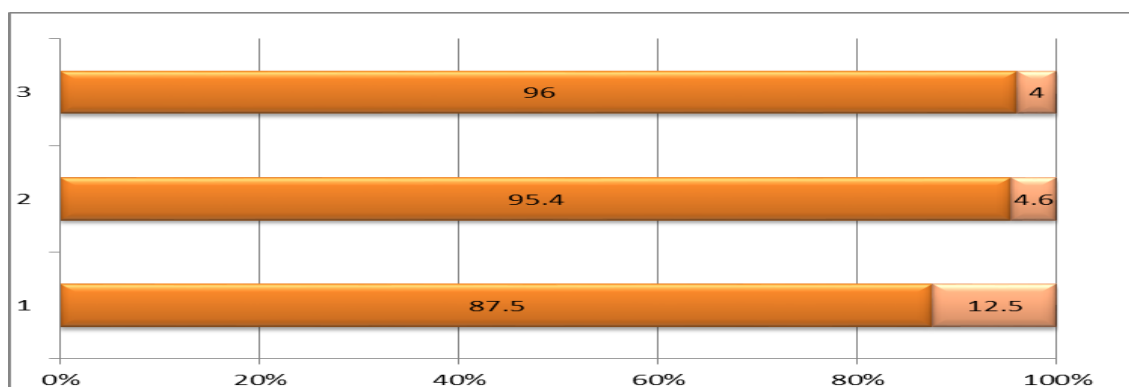
(対象：3年生)

いじめはどんな理由があっても
いけないことだと思うか
学校の規則をまもっているか
将来の夢や目標をもっているか
自分には、よいところがあると思うか



(2) 学校生活アンケートの結果（平成30年11月実施）

(対象：全学年生徒)



	楽しい (やや楽しい)	(やや楽しくない) 楽しくない
3年	87.5%	12.5%
2年	95.4%	4.6%
1年	96.0%	4.0%

(1) いじめの防止	(2) いじめの早期発見	(3) いじめへの対処
<p>いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者と一体となって取組を行うようにする。</p> <p>① 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すようにする。</p> <p>② 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。</p> <p>③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。</p> <p>④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するようにする。</p> <p>⑤ 地域、家庭と一体となって取組を推進するためいじめの問題への取組の重要性について普及啓発を推進するようにする。</p>	<p>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒に関係する全ての大人との連携を大切にしながら、その発見に努める。</p> <p>① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることに特段に留意するようにする。</p> <p>② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。</p> <p>③ いじめの早期発見のため、学校や与那原町教育委員会は、定期的なアンケート調査及び速やかなチェック、更にクロスチェックを行う。また、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるようにする。</p> <p>④ 地域、家庭と連携して生徒を見守るようにする。</p>	<p>いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。</p> <p>① 家庭や教育委員会への連携・相談や、事案に応じて、関係機関と連携するようにする。</p> <p>② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくようにする。</p> <p>③ 学校における組織的な対応を可能とする体制を整備するようにする。</p>

II いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。重点的な取組事項・内容は以下の通りである。

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめ問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するようにする。

③ 何がいじめなのかを具体的に列挙し、目につく場所に提示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むようにする。

② 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養うようにする。

③ 自他の意見の相違に対して、互いを認め合いながら建設的に調整し解決する機会や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションできる能力を育てるようにする。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めるようにする。

② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進めるようにする。

③ ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散、ストレスマネジメント等、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

① 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会に留意し、生徒の自己有用感を高めるようにする。

② 教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを生徒が得られるよう工夫するようにする。

③ 校区小学校や他の中学校で適切に連携して取り組む機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを、自己有用感や自己肯定感の育成に向けて積極的に設けるようにする。

④ 生徒自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り自らを高めることができるように、計画的に自己評価・自己省察の機会を設定するようにする。

(5) 生徒の主体的ないじめについての学び、取り組み

① いじめの問題について生徒自身が主体的に考え、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進するようにする。

② 「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題ない」などの考え方は、いじめについて誤った考えであることを学ぶようにする。

③ ささいな嫌がらせや意地悪が、しつこく繰り返されたり、大勢で行ったりすることはいじめであり、そのようないじめが及ぼす深刻な精神的被害について学ぶようにする。

④ 教職員は、生徒会がいじめの防止に取り組む意義を生徒一人ひとりが理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は生徒の主体的な取組を陰で支えるようにする。

2 いじめの早期発見にむけての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい場所で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な発見に取り組む。重点的な取組事項・内容は以下の通りである。

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。
- (2) アンケートに対しては、速やかなアンケート内容の確認及びクロスチェック（学年職員等、第三者の目でチェック）の実施を行い、チェック後7日以内に町教育委員会へ報告する。
- (3) 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するようにする。また、教育相談等で得た生徒の個人情報については、管理職の監督の下で管理し取り扱うようにする。
- (4) 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するようにする。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するようにする。
- (5) 定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係の悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするようにする。
- (6) 本校のアンケート調査等の実施計画

調査種別	定期的調査・実態把握		臨時的調査
実施月調査	直接的	間接的	直接的調査
4月		学級の日	いじめの訴え いじめのおそれ 等があると判断 した場合に、 臨時的に行う調査
5月	家庭訪問		
6月	教育相談週間	Q-UテストⅠ	
7月	三者面談	学校評価アンケート	
9月			
10月			
11月		Q-UテストⅡ	
12月	三者面談	学校評価アンケート	
1月	教育相談週間		
2月			

3 いじめの早期解決にむけての取組

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するようにする。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生徒指導委員会」に直ちに情報を共有するようにする。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、「生徒指導委員会」を中心に、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
- ④ いじめの事実確認の結果は、校長が責任持って与那原町教育委員会に報告するとともに、「生徒指導委員会」より、被害・加害生徒の保護者に連絡するようにする。

- ⑤ 学校や与那原町教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署(与那原署)と相談して対処するようにする。
- ⑥ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行うようにする。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に配慮し、保護者に対しては、家庭訪問等により、速やかに事実関係を伝えるようにする。
- ② いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保するようにする。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくるとともに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家(S C)、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。
- ④ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようにする。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うようにする。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再生を防止する措置をとるようにする。なお、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に配慮して対応するようにする。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。
- ⑤ 教育上配慮があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。

- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置を講じるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
- ② 生徒生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、早期発見の観点から、与那原町教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- ③ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知するようにする。
- ④ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止校内委員会）

いじめ防止法・第22条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織（「生徒指導委員会」）を以下の通り置く。

(1) 基本構成員

基本構成員			
①	校長（委員長）	②	教頭（副委員長）
③	教務	④	生徒指導主任
⑤	各学年主任（3名）	⑥	各学年生徒指導担当（3名）
⑦	担任	⑧	養護教諭
⑨	教育相談担当	⑩	スクールカウンセラー
⑪	スクールソーシャルワーカー		

(2) 生徒指導委員会の開催

生徒指導委員会は、定期的に確実に開催できるよう本校の時間割の中に位置づける（毎週木曜日の4校時）。また、生徒からいじめの訴えがあったときやいじめのおそれがあるとの情報がある場合は、臨時に開催するものとする。

(3) 校内の他の組織との関わり

生徒指導委員会は、校内の他の組織と機能的に連携する。特に、いじめられた生徒が確認できた場合やいじめられた生徒がいると思われる場合は、教育相談委員会と緊密な情報交換を行い、いち早くその生徒のケアに当たる必要がある。また、学年主任を通じて各学年の職員に具体的な動きにつながるようにする。重要な情報は、学校運営委員会においても検討し、学校全体としての迅速な対策・対応ができるようにする。

(4) 役割の内容

- ① 本基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成に参画する。さらに、学校長（委員会）の判断により、保護者や生徒の代表、地域住民等に協力を依頼する場合がある。

- ② 本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかについてチェックリストを作成しそれを基に点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行うようにする。
- ③ いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的にいじめの早期解決に向けて対応するようにする。
- ④ いじめの相談、情報等は、全て本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報は、生徒指導主任にできる限り早く集まるようにする。また、教職員及び生徒以外からの情報・相談窓口の責任者は、教頭が務める。その情報も生徒指導主任とできる限り早く共有するようにする。
- ⑤ 情報の記録・管理の責任者は、教頭が務める。集められた情報は、個別の生徒ごとに記録整理・保管し、その実務は教頭が担うようにする。

5 機能的な組織体制

本基本方針並びに組織が機能するかどうかは、教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。計画が画餅に帰すことにならないように、常日頃から教職員組織の機能性を高め、スピード感のある組織的対応が実現できるようにする。

- (1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、生徒指導委員会で情報を共有し、組織的に対応するようにする。
- (2) 生徒、保護者、地域の方、教職員別に、相談窓口と相談方法（手段）について周知するとともに、受けた情報や相談は、いじめ対策委員会にできるだけ早く集まるようにする。
- (3) いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素から対応の在り方について、全ての教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。
- (5) 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図るようにする。
- (6) 組織的に取組を実行できているかについてチェックリストを作成し、それを利用して点検し、結果を共有し改善を図っていくようにする。

6 重大事態への対処

いじめ防止法第28条の規定により、与那原町教育委員会又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該与那原町教育委員会又は、その設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする

(1) 基本構成員

基本構成員はいじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止校内員会）と同様とする。また、事案に応じて、学校長（委員長）より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

(2) 役割の内容

① 重大事態に係る調査主体

ア 重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校は、直ちに与那原町教育委員会に報告し、与那原町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。

イ 学校が主体となって行う場合と、与那原町教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、(1)の構成員を中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う、当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対処を直接の目的とするものでない。学校と与那原町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。

イ 重体事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的(初動段階からその時点まで)に整理して記録するようにする。

ウ 与那原町教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は、与那原町教育委員会及び関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、与那原町教育委員会など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。

エ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。

オ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。

カ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

7 校内研修の充実

いじめ防止法第18条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置付けて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

- (1) 学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- (2) いじめ防止の対策と取組
- (3) いじめの早期発見の対策と取組
- (4) いじめへの対処と対策と取組
- (5) 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- (6) 家庭や地域との連携の取組
- (7) 関係機関との連携の取組

8 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第3、8、17、27条等の規定により、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は以下の通りである。

- (1) 本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- (2) 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携、協力を図るようにする。
- (3) 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設けたり、開かれた学校づくり推進委員会等を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- (4) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、生徒を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じて地区補導員等の効果的な活用を検討するようにする。
- (5) 町の福祉関係部署や児童相談所とサポート会議等を開催し、生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- (6) 法務局との連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。
- (7) 主な関係機関・相談窓口
 - ① 沖縄県警察本部少年課少年サポートセンター (Tel 862-0110 (3095))
 - ② 与那原警察署 (Tel 945-0110) ③ 沖縄県中央児童相談所 (Tel 886-2900)
 - ④ 与那原町教育委員会 (Tel 945-2361) ⑤ 沖縄県那覇地方法務局 (Tel 854-7950)
 - ⑥ 沖縄県教育委員会義務教育課 (Tel 866-2741)
 - ⑦ 沖縄県児童家庭支援センター (Tel 0980-54-8531)

9 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

(1) いじめ防止及びいじめの早期発見の取組状況

在籍する生徒に対する定期的な調査の実施状況、在籍する生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など。

(2) いじめへの対処の取組状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と与那原町教育委員会への報告状況、いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った生徒に対する指導状況、いじめを行った生徒の保護者に対する助言状況など。

(3) 組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ防止委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況など。